明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

2　前条の規定による改正後の土地改良法施行令附則第六条第二項及び第四項の規定は、令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助、令和三年度から令和八年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき令和九年度（特別特定市町村の区域内にあっては、令和十年度。以下この項及び附則第九条第二項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助で令和九年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

（公営住宅法施行令の一部改正）

第七条　公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

（森林法施行令の一部改正）

第八条　森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4　特定市町村（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）附則第五条に規定する特定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区域（同法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。）内において令和三年度から令和八年度までの間（特別特定市町村（同法附則第五条に規定する特別特定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区域（同法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下この項及び次項において同じ。）内にあっては、令和三年度から令和九年度までの間。次項において同じ。）にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であって次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域において行う林道の開設又は拡張に要するものに限る。）に関する国の補助についての第十二条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、令和八年度までの間（特別特定市町村の区域内にあっては、令和九年度までの間）、別表第三の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める割合とする。

費用の区分	地域	補助の割合						
		令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度	令和九年度
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)に掲げる費用	北海道及び離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）で、振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。）以外の地域	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十五）	百分の五十三（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十四）	百分の五十二（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十三）	百分の五十一（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十二）	百分の五十（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十一）
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(三)に掲げる費用	北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域	百分の五十	百分の五十	百分の四十九（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の四十五）	百分の四十八（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の四十四）	百分の四十七（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の四十三）	百分の四十六（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の四十二）	百分の四十五（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の四十一）

別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(一)に掲げる費用	振興山村及び特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）で、林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当するもの	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十五）	百分の五十三（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十四）	百分の五十二（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十三）	百分の五十一（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十二）	百分の五十（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十一）
別表第三林道の拡張に要する費用の項第二号に掲げる費用	振興山村及び特定農山村地域以外の地域で、林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当するもの	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十五）	百分の五十三（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十四）	百分の五十二（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十三）	百分の五十一（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十二）	百分の五十（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十一）

5　特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までの間にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であって次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域において行う林道の開設又は拡張に要するものに限る。）に関する国の補助についての第十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、令和八年度までの間（特別特定市町村の区域内にあっては、令和九年度までの間）、別表第四の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める割合とする。

費用の区分	地域	補助の割合						
		令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度	令和九年度
別表第四林道の開設に要する費用の項第一号(二)に掲げる費用	北海道及び離島振興対策実施地域で、振興山村以外の地域	百分の六十	百分の六十	百分の五十九（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十六）	百分の五十八（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十五）	百分の五十七（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十四）	百分の五十六（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十三）	百分の五十五（特別特定市町村の区域内にあっては、百分の五十二）